

報道関係者 各位

平成 27 年 8 月 21 日

【照会先】

保険局 医療介護連携政策課

医療費適正化対策推進室

室 長 安藤 公一 (内線 3176)

室長補佐 光行 栄子 (内線 3180)

主 査 近藤 亮平 (内線 3179)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2164

平成 25 年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況

～特定健康診査の実施率は 47.6%～

厚生労働省では、このたび、平成 25 年度の「特定健康診査・特定保健指導の実施状況」を取りまとめましたので公表します。

これは、平成 20 年度から、40 歳から 74 歳までの被保険者と被扶養者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した健康診査・保健指導を実施することが、医療保険者に対し義務付けられたことから、厚生労働省において、保険者からの実施状況に関する報告内容を精査し、取りまとめたものです。

特定健康診査・特定保健指導の実施率は、着実に向上しているものの、依然として低い状況にあります。

今年度から医療保険者において実施しているデータヘルスは、データ分析に基づき、特定健診・保健指導などの保健事業を効果的に実施していくものですが、このデータヘルスの取組をさらに推進していくことで、特定健診・保健指導の実施率の向上に努めてまいります。

【実施状況結果のポイント】

1. 特定健康診査の実施率 (別添 P1、表 1)

- ・ 特定健康診査の対象者数は約 5,327 万人 (平成 24 年度約 5,281 万人)、受診者数は約 2,537 万人 (同 2,440 万人)。
- ・ 実施率は 47.6% (平成 24 年度と比べて 1.4 ポイント向上)。

2. 特定保健指導の実施率 (別添 P5、表 6)

- ・ 特定保健指導の対象者[※]数は約 430 万人 (同約 432 万人) で、健診受診者に占める割合は 16.9% (同 17.7%)。
- ・ 特定保健指導の終了者数は約 76 万人 (同約 71 万人) で、保健指導対象者に占める割合は 17.7% (平成 24 年度と比べ 1.3 ポイント向上)。

※ 特定健康診査の結果から、生活習慣の改善が必要とされた人を指します。

3. メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率 (別添 P9)

- ・ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群は、対 20 年度比で 3.47%減少。